

教育民生委員会記録

開会年月日	令和2年7月1日
開会時刻	午前11時12分
閉会時刻	午前11時35分
出席委員名	◎福井輝夫 ○吉井詩子 中村 功 上村和生
	北村 勝 野崎隆太 吉岡勝裕
	世古 明 議長
欠席委員名	
署名者	中村 功 上村和生
担当書記	野村格也
審査案件	議案第77号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算(第5号) (教育民生委員会関係分)
	連合審査会について
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、財政課長
	ほか関係参与

審査経過

福井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に中村委員、上村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、本日の本会議において審査付託を受けた「議案第77号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会関係分」を審査し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「連合審査会について」を協議し、継続調査案件の「保健福祉拠点施設の整備に関する事項」について、教育民生委員会・産業建設委員会の二つの委員会に関連する案件を審査する際、またはこの二つの委員会が合同で施行者を参考人として出席を求めることが必要と判断した際には連合審査会を開催することを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時12分

◎福井輝夫委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は、委員長において中村委員、上村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査願います案件は、「議案第77号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会関係分」及び「連合審査会について」であります。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【議案第77号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）（教育民生委員会関係分）】

◎福井輝夫委員長

それでは、「議案第77号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の10ページをお開きください。10ページから13ページの款3民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、款3民生費の審査を終わります。

次に、14ページをお開きください。款4衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、款4衛生費の審査を終わります。

次に、20ページをお開きください。20ページから23ページの款11教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

ここで一つ、学校保健特別対策事業についてお伺いしたいんですが、熱中症対策とコロナ感染症防止対策ということで整備をするということなんですが、特定財源、国庫支出金とですね、いろんなもんを買われると思うんですが、一般財源との違いというのは対象が違うと思うんですが、どういう分が国庫事業であとは単独事業なのかを教えてくださいたいんですが。

◎福井輝夫委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開いたします。

学校教育課長。

●大島学校教育課長

中村委員の御質問にお答えします。この国庫支出金の中に入りますのは、この学校保健特別対策事業の中のデジタル体温計、非接触型赤外線体温計等を子供たちの保健関係で使うためのものがこの対象になってまいります。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

はい、ありがとうございます。そうすると今回の場合は体温計が国庫対象と。例えばマスクとか消毒液は単独でそろえると、こういうことの理解でよろしいでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校教育課長。

●大島学校教育課長

申し訳ございません。そちらのほうの衛生品につきましても、この国庫支出金の中身に入っております。ただ、これらの中で入っていないものとしましては、学校の中に消耗品費として感染症対策について各学校に配当しております配当金につきましては、学校がどのような使い方をするかというところですので、それについては国庫支出金の中には入っておりません。以上です。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、確認ですが、ここの概要書で示されたマスク、消毒液、体温計、ネッククーラー、これは国庫補助でやると。で、単費は分からないと、これから学校が好きなように買っていただけると、こういう理解でいいのでしょうか。

◎福井輝夫委員長

財政課長。

●太田財政課長

すみません、基本的にはですね、今回、国の補正予算がついておるものに関しては感染防止対策、いわゆるマスク、それから体温計等、それからアルコール消毒液、こういったものが対象になります。それからネッククーラーですね、こちらに関しては今回の補助金の対象にはなっておりませんが、今後、国の臨時交付金等の詳細がそろそろ分かってまいりましたので、今後それらに関してはそういった補助金、交付金のほうを当てて財源更正等を今後かけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

そうすると、単独費っていうのは具体的に何をこう予定する、例えばで結構ですが、いろんなもんあるんでしょうけども、その国庫対象外のもんは何か足りないから買うのであって、自由な消耗品が買えるということになるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校教育課長。

●大島学校教育課長

はい、先ほど申し上げました消耗品につきましても、各学校で例えば掃除道具等も購入したりして、感染症対策には直接的なものとしては上げられないんですけども、子供たちが掃除をする際に感染症の予防のために手袋をはかせて掃除をするとか、ほうきの本数を増やしてたくさんの子供たちがほうきを使って掃除をするといったような、それからモップなんかもぞうきんで床を手で拭いとったものを床とは距離を離れた形で掃除をするといった細かな直接的な感染症対策ではないんですが、感染症対策に配慮した対応をするものを購入するというところで計上しておるところでございます。以上です。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

はい、よく分かりました。今のお話を聞いて思うのは、僕はマスクとか消毒品はよく寄附をしてくれるので、国庫事業でくれるんやったら例えば、もちろんいらんということはないんですが、もし何かが自由なことがあれば、単独費の部分を学校側として事前にこういうほうきやったらありがたいんやけどとか言う機会があればですね、寄附者に、事前に学校サイドでも単費を使わなくても助かるのかなと思ってちょっと聞かせていただいただけなので、ほうきがいかんとかいうわけではなく、むしろ必要なもんを整理しておいて、自由に何かこう買ってもいいよ、買ってあげるよって言われた寄附なんかがあったら、一律的に決めておいたらどうかなと、そんなことを思ったわけでありまして。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員

○野崎隆太委員

学校給食費のことで1点だけちょっとお伺いさせていただきます。冷却ベストというのが本会議の中でも少し御説明があったんですけども、この冷却ベスト、どういうものなのかをちょっと御説明をいただけますでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校教育課長。

●大島学校教育課長

大変、給食室が高温の状況で調理をしていただくということもありまして、通常、白衣といいますか、給食調理員さんは全身を白い給食用の服を着て、さらにビニールのエプロンを付けて作業をしていただいています。その物の中に保冷剤を挟み込むことができるようになっているベストでございます。それをそれらの服の中に着ていただいて、保冷

剤で体を冷たい形に保ちながら、衛生に配慮したエプロン、それから白衣をつけていただくという、そういったところに使う物でございます。以上です。

◎福井輝夫委員長
野崎委員

○野崎隆太委員

今回、夏場なので特別ということだと思っんですけども、この民間での例えば使用実績であるとか、民間でどれぐらいこういった冷却ベストが普及するかっていう傾向もそこまでは見ないので、民間と給食の調理場とどれぐらい状況が違うのかとか、他のところでの使用実績であるとか、そういったものというのは今ここで御説明をいただくことができますでしょうか。

◎福井輝夫委員長
学校教育課長。

●大島学校教育課長

申し訳ございません。民間の使用状況につきましては、今ここでこのような状況ですというふうにお答えは、すみません、ちょっと調べてはおりませんが、調理場のことに関しましては、共同調理場に委託している委託先が準備をしておるところでございまして、市で小学校の自校給食を行っている方を対象のものとなっております。以上です。

◎福井輝夫委員長
野崎委員

○野崎隆太委員

緊急時のことですので、事故が起きてはいかん、万が一っていうのは当然分かるんですけども、必要性の審査をするときにですね、何でこれが必要なのかっていうのを、例えば、よその事例があつてこうであるとか、もしくはその調理場の中の気温が何度くらいになってるかとか、その辺りが分かってですね、これでどれぐらい冷えるのかとか、そういったことが詳細がもし分かれば審査の一助にはなるかなと。ただ初めてのことなので、起きてはいかんからという意味は理解はさせていただんですけども、その辺ももし分かれば後ほどでもいいので、どれぐらいのデータがこんな感じになるよという予測も含めてまた教えていただければと思います。

◎福井輝夫委員長

もしデータ等があるようであれば、またその辺分かり次第教えてください。
他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

他に御発言もないようでありますので、款 11 教育費の審査を終わります。
以上で、議案第 77 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。「議案第 77 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査はすべて終了しました。
お諮りいたします。委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【連合審査会について】

◎福井輝夫委員長

次に、「連合審査会について」御協議願います。
伊勢市駅前 B 地区については 6 月 26 日の教育民生委員会で、「保健福祉拠点施設の整備に関する事項」を閉会中の継続調査項目とすることを決定いただき、議長に申し出をすることに御決定いただきました。
また、6 月 25 日の産業建設委員会では、「伊勢市駅前 B 地区市街地再開発事業について」御審査いただいた際に、委員から「全員協議会で審査したい」並びに「施行者を参考人として呼びたい」との声がありました。
このことについては先日、正副委員長及び産業建設委員会の正副委員長と相談させていただいた結果、全員協議会として参考人を呼ぶには法的根拠がないため、会議規則第 101 条に基づき、産業建設委員会との連合審査会を行ってはどうかとの結論に至っております。そして、先ほどの産業建設委員会で連合審査会を開催することが決定となりましたので、当委員会といたしましても今後、「保健福祉拠点施設の整備に関して」教育民生委員会・産業建設委員会の二つの委員会に関連する案件を審査する際、またはこの二つの委員会が合同で施行者を参考人として出席を求めることが必要と判断した際には連合審査会を開催したいと思いますが、このことについて御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

数点ちょっとお伺いをさせていただければと思っております。まず、産業建設委員会の正副委員長とそれから教育民生委員会の正副委員長と正副議長でお話をいただいたということですが、まず1点目として、全員協議会という話が先ほど産業建設委員会の中であったということで報告がありましたけども、それがもし議会全体で諮っていただきたいという意思があれば、特別委員会の設置というのもその中では議題に上がったのではないかなと思うんですけども、今回このような形になった理由をちょっとお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

産業建設委員会の正副委員長、それから教育民生委員会の正副委員長、事務局と議長、副議長も交えて話した中で、どんな方法が妥当なんだろうかということで活発に意見もありました。その中で先ほど言われたとおり全員協議会の話もありました。これについては法的な根拠がないということで、本当の参考だけになってしまうんでね、特別委員会という案もありました。それにした場合に特定の人だけで話をするということにもなってしまふ、人数にもよりますけど。特別委員会としても例えば各委員会で全員でやるというような話もありましたけども、そうするとやはり一つの委員会としてのではちょっと全員でやるというのも何でしょうということで。で、今、産業建設委員会、教育民生委員会でそれぞれの部門について専門的な見地から協議いただいています。それをそれぞれの委員会だけでやるよりも、二つの委員会が連合審査会というものを開いて、自分の範疇にとらわれずに疑問に思ったことをどんどん出し合って、それで当局に質問するなりしていったほうがいいんじゃないかというようなことになりまして、それで連合審査会というものを開いてはと、こういう経過でございます。よろしいですか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

産業建設委員会の、僕が発言した訳ではないので代弁するわけじゃないんですけども、議会全体で取り組むための全員協議会という話ではあったのかなというふうに認識をしておるんですけども。特定の人ということで委員会のメンバー構成は別としてですね、議会全体で取り組む前段階としてこの合同審査会というのを開設しようという意図なのか、それともこれは総務政策委員会の関係者は関わらなくてもいいという形でこのような判断をされたのかだけちょっと聞かせください。

◎福井輝夫委員長

この委員会、要するに産業建設委員会も教育民生委員会もこの案件について長く話し合いをしてきた中で、教育民生委員会も委員会の中の継続調査にしたということで認められた中でですね、集中的にやっていきたいということで両委員会の委員でやるということですね、それぞれの委員が自分の範疇にとらわれずに、産業建設委員会の人教育民生委員会の部分についても質問できるということで、総合的に質疑をしていくということでございます。

野崎委員。

○野崎隆太委員

意図はともかくとしてですね、恐らく議会全体にかかわることなので全員協議会という言葉が出てきたと思いますので、本来であれば、やはり僕は特別委員会がいずれは設置をされるべき、いずれはというかそのような時間があるかは別として、設置をされる話をしたかったのかなというふうに思っております。

もう一点なんですけども、先ほど産業建設委員会の中でも少し意見がありましたけども、B地区のこの件に関しては、基本的には市の施策であるというのはこれ間違いのない話で、本来は説明をするべきは市であって、特に計画に関しては市が全て説明をできる状況で資料を持ってきて上程をされて、その中で市の説明に対して疑義がある、もしくは市の説明だけでは多分な不足が生じるときに初めて事業者を呼んだりですね、というのが本来の手順であると思います。ですので、少なくとも今の段階では市はこの間説明をそもそもできてない状態で、市の説明が、市が納得してこの形でやりたいということで、もしくはこういった形で説明を受けたもので私どものほうで説明をさせていただくというような話の会議ではなかったもので、今の段階では事業者を呼んだりということが本来の手続からちょっとずれてるのかなと思うんですけども、その辺り産業建設委員会の委員長とも当然、この後市の説明が一度なり二度なり委員会を開会して、それが納得いかなかったときに初めて事業者を呼ぶという話で認識は一致をされとるのかだけ教えてください。

◎福井輝夫委員長

まず、事業者と当局が細かい詰めをしていただくことになっています。その報告を待っておるわけですけども、その中でそこで話がうまく煮詰まればこの連合審査会も開くこともないかも分かりません。ただし、いろんな時間的なこともですね、いつまでも長々しておれない中でやはり話をさせていただくことについてですね、当局はまず説明いただいたときに、施行者を呼ぶ呼ばんの前にですね、やはり当局にいろんなそれぞれの委員会の範疇を外れてですね、いろんな連合審査会の人々が当局に質問もしたいということもあろうと思います。産業建設委員会の人々が教育民生委員会の範疇の部分も聞きたいということもあろうかと思えます。そういう部分で連合審査会を開いてそれで進めていくと。それでもなおかつ当局がなかなか話も煮詰まらんと、どんだけ時間かけても煮詰まらんと、そういうときにこれも必要だなということで、施行者を参考人としてこれは呼ばざるを得ないというふうに判断したときは施行者を呼んで聞くこともありうるということです。その必要と判断したときに、そういうことについてはまた行うということなんですけども、以上です。よろしいですか。

○野崎隆太委員

はい。

◎福井輝夫委員長

ほかに御質問は、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

それでは、他に御発言もないようですので、お諮りいたします。

連合審査会を開催する場合、日時・場所等につきましては産業建設委員会委員長と協議する必要がありますので、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。連合審査会の開会日時等につきましては、決定次第通知をいたします。

以上で、御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

上記署名する。

令和2年7月1日

委員長

委員

委員